

令和 4 年 3 月 会 議
第 21 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

(閱 覧 用)

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開催年月日 令和4年3月28日

開催の場所 全員協議会室

出席委員

議席番号1番	森山謙治	議席番号8番	比留川晴雄
議席番号2番	比留川スミ江	議席番号9番	鈴木洋一
議席番号4番	細谷則子	議席番号10番	栗原良晴
議席番号5番	見上智	議席番号11番	橋川利一
議席番号6番	多田平雄	議席番号12番	加藤栄三
議席番号7番	山崎弘子	議席番号13番	新倉賢一
		議席番号14番	古塩貞夫

欠席委員

議席番号3番 笠間保一

出席推進委員

第1地区担当	高橋重雄	第3地区担当	志澤輝彦
第2地区担当	内藤昭宏		

傍聴人 0名

提出した議案

- 議案第6号 新規就農者認定事案
- 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請事案
- 議案第8号 農用地利用集積計画決定事案
- 議案第9号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案
- 報告第3号 専決処分等について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議 事 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	岩 見 照 人
次 長	早 川 純
総 括 副 主 幹	田 中 誠
主 査	高 田 佑 也
主 事 補	鈴 木 美 咲

9時27分 開 会

○議長（古塩 貞夫君） （会長挨拶）

ただ今より第21回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日、3番 笠間委員におかれましては、所用のため、欠席の報告をいただいております。したがって、現在の委員数は13名、推進委員は3名でございます。定足数であります在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

日程3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、8番 比留川晴雄委員、9番 鈴木委員のご両名にお願い申し上げます。

日程4、会務の報告をいたします。事務局より報告を願います。

○事務局（田中総括副主幹） それでは、皆様のお手元に配布してございます諸般の状況報告及び今後の予定事件名の一覧をご覧いただきたいと存じます。既に実施されております2月28日から本日までにつきましては、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。今後の予定について申し上げます。

4月18日 審議案件現地調査、市内一円におきまして、第1班の委員が出席される予定でございます。同日 第22回農業委員会 総会議案打合せ、農業委員会事務局におきまして、会長、職務代理が出席される予定でございます。25日 第22回農業委員会 総会、議会棟 全員協議会室におきまして、委員全員が出席される予定でございます。

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の3ページをご覧ください。当日、総会分を申し上げます。新規就農者の認定事案1件、法第3条許可申請1件 813㎡、農用地利用集積計画決定16件 23,467㎡、引き続き農業経営を行っている旨の証明1件 2,576㎡、法第4条届出2件 2,006㎡、法第5条届出3件 144.92㎡、法第18条通知等1件 813㎡、合計25件 29,819.92㎡でございます。なお、右側の欄に今年の案件累計を記載してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君） 事務局の報告が終わりました。ただ今より日程5、議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、新規就農者の認定をはじめ、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。また、会議の進行に当たりまして、特段のご協力を賜りますよう、併せてお願いいたします。それでは、議案第6号、新規就農者の認定事案、整理番号1番についてを議題といたしま

す。新規就農者の認定については「綾瀬市新規就農等にかかる基準」により、その審査を農地部会に付託しておりますので、農地部会長より報告を願います。9番 鈴木委員

○9番（鈴木 洋一君）それでは私から農地部会での新規就農者の認定についての審議結果につきましてご報告申し上げます。本日8時45分から、古塩会長、森山職務代理、高橋推進委員にご同席いただき、わたくし以下、農地部会委員7名の出席のもと、新規就農者の認定事案につきまして、申請人を部会に招き審議いたしました。審議に当たりましては新規就農等にかかる基準に照らし、申請者の農業技術力、農業経営に必要な農機具の保有状況、農業経営に必要な労働力の確保、常時従事日数等を勘案し、総合的に判断いたしました。申請者への聞き取り結果を交え、ご報告いたします。

それでは、総会議案書4ページをご覧ください。議案第6号、新規就農者の認定事案、整理番号1番につきまして、ご報告申し上げます。初めに、申請者は記載のとおりで、耕作予定地につきましては、のちほど農用地利用集積計画決定事案にて上程いたします。次に、申請者の農業経営の概要でございますが、申請者は現在、豚肉の加工・販売を行っている法人でございます。約40aを借り受けて就農し、飼料米の生産を希望しております。生産した飼料米は、豚肉の生産者へ提供し、豚のブランド化を進め、価値を高めたいとのことでした。次に農業経営に必要な労働力の確保及び常時従事日数についてですが、農業従事者につきましては、法人代表者及び従業員の計7名、うち農作業に常時従事する役員は5名で、従事日数は150日を予定しております。現在の耕作予定面積からして十分と判断いたしました。次に農業経営に必要な農機具の保有状況についてでございますが、トラクター、田植え機、コンバイン等につきましては、法人の役員を務める農家等から貸出しの承諾を得ております。耕作予定面積からして、借入農機具にて対応可能と判断いたしました。次に申請者の農業技術力についてでございますが、農作業に常時従事する役員5名の中に長年の農業経験をお持ちの方が多数おられまして、一番長い方は57年ということでした。従いまして、農業経営に必要な十分な技術力は有しているものと認められました。以上を勘案し、総合的に判断した結果、新規就農等にかかる基準は満たしており、市内の農業の担い手不足の状況を考えるに、新規就農者が今後の綾瀬の農業の担い手になりうることを期待できるため、新規就農者の認定事案、整理番号1番につきまして、農地部会といたしまして、承認いたしました。以上でございます。よろしくご審議願います。

○議長（古塩 貞夫君）農地部会長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告をお願いします。13 番 新倉委員

○13 番（新倉 賢一君）議案第 8 号、整理番号 19、XXXXXXXXXX、991 m²ですが、ここにはブロッコリー等が作付けされておりまして、農地として適正に管理されているという風に認められましたので、第 4 班といたしましては、利用集積の継続に問題はないというふうに判断をいたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言をお願いします。第 3 地区 志澤委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）まず本日の案件につきまして 3 月 18 日午前 9 時より 4 班の新倉委員、橘川委員、加藤委員、事務局 2 名と同行させていただきました。残りの案件につきましても同様でございますので、以後割愛させていただきます。整理番号 19 番のXXXXXXXXXXの現地を確認させていただいたところ、ブロッコリーが作付けされており、農地として適正に管理されていると認められましたので、利用集積において問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 19 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 20 番についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書 10 ページ、11 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 20 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積 32,793 m²、申請地はXXXXXXXXXX外 4 筆、地目畑、地積合計 3,589 m²でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 21 番についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局(田中総括副主幹)総会議案書 12 ページ、13 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 21 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積 16,794 m²、申請地は■■■■■■■■■■外 6 筆、地目畑、地積合計 5,198 m²でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 4 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成 19 年、通算 6 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、13 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は 120 日農業従事をしてございますが、所有する農地の 3 割弱を貸し付けており、引き続き貸付を行いたいとのことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、年齢は■■歳、耕作面積の 16,794 m²は、当市におきまして利用集積による畑 5,198 m²、藤沢市におきまして利用集積による田 7,964 m²、畑 3,632 m²で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機 2 台、トラクター、田植え機、バインダーを保有しております。農業従事者は、本人 1 名、従事日数は 260 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告をお願いします。13 番 新倉委員

○13 番(新倉 賢一君)整理番号 21、申請地■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■の 3 筆につきましては一部にネギなどが作付けされていましたが、他につきましては刈り込まれた雑草が未処理の状態でありました。雑草を処理し耕運をすれば作付けは可能と思われまます。また■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■の 2 筆につきましては、ネギ、玉葱、にんにくなどが作付けされており、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■の 2 筆につきましては、柿の木が植え付けされておりました。今後、耕運の雑草処理など、適正に管理すれば農地として維持が可能と考え、第 4 班といたしましては、利用集積の継続にはよろしいのではないかと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

次に、総会議案書 16 ページ、17 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 23 番でございます。申請人である貸貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。申請地は■■■■■■■■■■外 1 筆、地目畑、地積合計 1,982 m²でございます。利用権の種類は賃貸借権、設定期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は令和元年、通算 2 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、17 ページの案内図をご参照願います。貸貸人は 100 日農業従事しておりますが、所有する農地の 3 割強を貸し付けており、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。一方の使用借人、賃借人の状況でございますが、年齢は■■歳、耕作面積の 14,661 m²は、自作の畑 1,979 m²、利用集積による畑 12,682 m²で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機、トラクター 2 台を保有しております。農業従事者は、本人 1 名、従事日数は 300 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告を願います。 13 番 新倉委員

○13 番（新倉 賢一君）整理番号 22、23 の 2 件につきましては、一括でご報告させていただきます。整理番号 22 申請地、■■■■■■■■■■、1 筆、整理番号 23、申請地■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■の 2 筆であります。本 2 件とも作付け準備の耕作状態でありまして、農地として適正に管理されていると認められましたので、第 4 班といたしましては利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。

○第 3 地区（志澤 輝彦君）整理番号 22 番、23 番につきましてご報告させていただきます。■■■■■■■■■■におきましては耕運状態で綺麗に耕運されておりました。■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■においては耕運中でいずれも農地として適正に管理されておりましたので、農用地利用集積の継続は妥当だと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計

画決定事案、整理番号 22 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

続いて、整理番号 23 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案を議題といたしますが、整理番号 24 番から 28 番については、申請人である使用借人・賃借人が同一人であるため、一括審議をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) それでは、一括して審議いたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局(田中総括副主幹) 総会議案書 18 ページ、19 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 24 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積 17,224 m²、申請地は [REDACTED]、登記地目田、現況地目畑、地積 398 m²でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 4 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成 25 年、通算 4 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、19 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行うとのことでございます。

次に、総会議案書 20 ページ、21 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 25 番でございます。申請人である貸貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。申請地は [REDACTED] 外 1 筆、登記地目田、現況地目畑、地積合計 713 m²、整理番号 24 番に隣接する農地でございます。利用権の種類は貸貸借権、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては、整理番号 24 番と同一です。場所につきましては、21 ページの案内図をご参照願います。貸貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行うとのことでございます。

次に、総会議案書 22 ページ、23 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、

整理番号 26 番でございます。申請人である貸貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。申請地は [REDACTED] 外 1 筆、登記地目田、現況地目畑、地積合計 610 m²、整理番号 25 番に隣接する農地でございます。利用権の種類、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては、整理番号 25 番と同一です。場所につきましては、23 ページの案内図をご参照願います。貸貸人は子が 50 日農業従事しておりますが、所有する農地の 1 割強を貸し付けており、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。次に、総会議案書 24 ページ、25 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 27 番でございます。申請人である貸貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。申請地 [REDACTED]、地目畑、地積 955 m²でございます。利用権の種類、利用権の設定期間、利用目的、設定初年につきましては、整理番号 26 番と同一です。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、25 ページの案内図をご参照願います。貸貸人は 100 日農業従事しておりますが、所有する農地の 5 割強を貸し付けており、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。次に、総会議案書 26 ページ、27 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 28 番でございます。申請人である貸貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。申請地は [REDACTED]、地目畑、地積 991 m²でございます。利用権の種類は賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 4 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日までの 3 年間です。利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては、整理番号 27 番と同一です。貸貸人は 70 日農業従事しておりますが、所有する農地の 5 割強を貸し付けており、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。一方の使用借人、賃借人の状況でございますが、法人代表者の年齢は [REDACTED] 歳、耕作面積の 17,224 m²は、当市におきまして自作の畑 3,270 m²、利用集積による畑 10,409 m²、藤沢市におきまして自作の畑 3,545 m²で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機 2 台、トラクター、防除機等を保有しております。農業従事者は、法人代表者 1 名、従事日数は 360 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告を願います。13 番 新倉委員

○13 番（新倉 賢一君）整理番号 24 から 28 の 5 件につきましては一括で報告をさせていただきます。整理番号 24、申請地 [REDACTED] の 1 筆、整理番号 25 申請地 [REDACTED]、[REDACTED] の 2 筆、整理番号 26、申請地 [REDACTED]、[REDACTED] の 2 筆、

計5筆につきましては同一地に連帯委しておりまして、一部若干の雑草が目につきますが、耕運により作付けは可能と思われまゝ。次に整理番号27、申請地■■■■■、1筆、整理番号28、申請地■■■■■の1筆、この2筆につきましても同一地に連帯しており、一部に大根白菜などの作付けも見られます。他は綺麗に耕運されており、農地として適正に管理されていると認められますので、第4班といたしましては、利用集積の継続には問題ないと判断をいたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

帯で耕作されるとのことでございます。農機具は、耕運機について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願ひます。第3地区 志澤委員

○第3地区(志澤 輝彦君)整理番号24から28につきましては一括で報告をさせていただきます。整理番号24、■■■■■、ここは耕運状態で次の■■■■■、■■■■■も耕運状態でありました。整理番号27、28ですけれども■■■■■は耕運状態、■■■■■は大根、白菜などが作付けされておりました。いずれも農地として適正に管理されておりましたので、農用地利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願ひいたします。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君)意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号24番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

続いて、整理番号25番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

続いて、整理番号26番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請

のとおり可決されました。

続いて、整理番号 27 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

続いて、整理番号 28 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 29 番についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局(田中総括副主幹)総会議案書 28 ページ、29 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 29 番でございます。申請人である貸貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積 24,724.46 m²、申請地は[REDACTED]外 1 筆、地目畑、地積合計 991 m²でございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 4 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成 28 年、通算 3 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、29 ページの案内図をご参照願います。貸貸人は大和市にて農業経営を行っており、綾瀬市内に所有する農地は引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。一方の賃借人の状況でございますが、年齢は[REDACTED]歳、耕作面積の 24,724.46 m²は、自作の田 2,191 m²、畑 10,546.46 m²、利用集積による畑 11,987 m²で管理する農地に遊休農地はございません。申請地東側に隣接する畑 7,036 m²を借り受けており一帯で耕作されております。農機具は、耕運機、トラクター、田植え機、バインダー、防除機を保有しております。農業従事者は、本人及び妻、子の計 3 名、従事日数は 300 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告をお願いします。13 番 新倉委員

○13 番(新倉 賢一君)整理番号 29、申請地[REDACTED]、[REDACTED]の 2 筆、現地の状況は耕運状態であります。農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第

台、トラクター、防除機 2 台等を保有しております。農業従事者は、本人 1 名、従事日数は 320 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告をお願いします。13 番 新倉委員

○13 番（新倉 賢一君）整理番号 30、申請地 [REDACTED]、969 m²であります。現地の状況はマルチトンネルが設置されておりまして、トンネル内では葉物、レタスが生殖されていまして。他は耕運状態でありまして、農地として適正に管理されているという風に認められました。したがって、第 4 班といたしましては、利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言をお願いします。第 3 地区 志澤委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）整理番号 30、[REDACTED] の現地を確認したところ、新倉委員からもお話があったとおりマルチが敷いてあり、葉物、レタスか何かの苗を植えるような状況で他は耕運状態で、農地として適正に管理されておりましたので、農用地利用集積の計画決定に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 30 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 31 番についてを議題といたします。なお、本件につきましては、第 [REDACTED] 地区 [REDACTED] 推進委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与の制限に類するため、本件審議の間、しばらく御退席をお願いします。

（第 [REDACTED] 地区 [REDACTED] 推進委員退席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、第 地区 推進委員が退席されました。現在の委員数は 13 名、推進委員 2 名です。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書 32 ページ、33 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 31 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積 23,398 m²、申請地は 地目畑、地積 991 m²でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 4 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成 22 年、通算 5 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、33 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は 300 日農業従事しておりますが、所有する農地の 2 割強を貸し付けており、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、年齢は 歳、耕作面積の 23,398 m²は、自作の田 3,761 m²、畑 9,736 m²、利用集積による畑 9,901 m²で、管理する農地に遊休農地はございません。申請地に隣接する畑 2,970 m²を借り受けており、一帯で耕作されております。農機具は、耕運機、トラクター 2 台、田植え機、コンバイン、防除機 6 台等を保有しております。農業従事者は、本人及び子夫婦の計 3 名、従事日数は 330 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告を願います。13 番 新倉委員

○13 番（新倉 賢一君）整理番号 31、申請地 991 m²の現地の状況は次期耕作にむけて耕運状態でありました。したがって、農地として適正に管理されていると認められますので、第 4 班といたしましては利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 3 地区 志澤委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）整理番号 31、の現地を確認したところ、次の作物にむけて耕運状態でありました。又、使用借人におかれましては、農地利用最適化推進委員の 委員のお父さんということで、熱心に農業をされていると聞いております。農用地利用集積の計画決定に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願

いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 31 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

（第 ■ 地区 ■ 推進委員 入室、着席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、退席されていましたが、第 ■ 地区 ■ 推進委員が着席されました。現在の委員数は、委員 13 名、推進委員 3 名です。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案についてを議題といたしますが、整理番号 32 番、33 番については、申請人である使用借人が同一人でありますので、一括審議をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、一括して審議いたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書 34 ページ、35 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 32 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。申請地は ■ 外 1 筆、地目田、地積合計 990 m²でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は水稻、設定初年は、令和 4 年、新規でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、35 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は 180 日農業従事をしておりますが、今回貸し付けを行いたいとの意向でございます。

次に、総会議案書 36 ページ、37 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 33 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。申請地は ■ 外 3 筆、地目田、地積合計 1,980 m²でございます。利用権の種類、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては、整理番号 32 番と同一です。場所につきましては、37 ページの案内図をご参照願います。使

のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 34 番についてを議題といたします。
本件につきましては、第 1 地区 高橋推進委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与の制限に類するため、本件審議の間、しばらく御退席を願います。

(第 1 地区 高橋推進委員退席)

○議長(古塩 貞夫君)ただ今、第 1 地区 高橋推進委員が退席されました。現在の委員数は 13 名、推進委員 2 名です。事務局より説明を願います。

○事務局(田中総括副主幹)総会議案書 38 ページ、39 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 34 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。申請地は 1 筆、外 2 筆、地目田、地積合計 1,128 m²でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は水稻、設定初年は、令和 4 年、新規でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、39 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は 150 日農業従事をしておりますが、今回、法人の就農を支援するため、農地の貸し付けを行いたいとの意向でございます。一方の使用借人の状況につきましては、先ほどの議案第 6 号で農地部会長からご発言がありましたとおりでございます。従いまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告を願います。13 番 新倉委員

○13 番(新倉 賢一君)整理番号 34 番、申請地 1 筆、2 筆、3 筆の 3 筆につきましては同一地に連帯してございまして、全ての申請地は作付けにむけて耕運状態でありました。従いまして農地として適正に管理されていると認められました。第 4 班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 1 地区 高橋推進委員

○第 1 地区(高橋 重雄君)推進委員として発言させていただきます。3 月 23 日整理番号 34 番について、現地確認してまいりました。現地は整理番号 32、33 番の並びになりまし

て第4班の代表の方が言われた通り、綺麗に耕運されておりました。新規というところですが、特に関心34番につきましては会社役員の会長をやってられる持ち物である田を、その会社に貸すという事で何の問題はないと思っています。以上です。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号34番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

（第 地区 推進委員 入室、着席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、退席されていましたが、第 地区 推進委員が着席されました。現在の委員数は、委員13名、推進委員3名です。

次に、議案第9号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号4番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書 40 ページ、41 ページをご覧ください。議案第9号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号4番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は 外2筆、地目畑、地積合計2,576㎡でございます。内容といたしまして、租税特別措置法第70条の6、第1項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、平成31年4月26日から令和4年3月28日まででございます。相続開始年月日は、平成9年6月9日で、今回が8回目の証明願いでございます。申請地は市街化区域でございます。平成4年11月13日付で生産緑地に指定されてございます。場所につきましては、案内図の41ページの案内図をご参照願います。申請人は、年齢は 歳、農機具は、耕運機、防除機を保有しております。農業従事者は、本人1名、従事日数は120日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告を願います。13番 新倉委員

○13番(新倉 賢一君)議案第9号、整理番号4番、申請地は[REDACTED]外2筆でございます。合計2,576㎡、常にここは柿の木が植え付けられておりまして、枝打ちもされており、綺麗に整理されておりました。一部は畑に利用されておりまして耕運状態でありました。農地として適正に管理されていると認められましたので第4班といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。5番 見上委員

○5番(見上 智君)担当委員としてご報告させていただきます。申請地の状況は第4班の代表新倉委員のご説明の通りでございます。長い間柿の木が植わっており、木杣も綺麗に剪定されている状況です。一部耕運済みの土地があるという事でしたが、その場所に関しても、ご本人が野菜を作ったり等熱心に作付けされている状態でございます。申請人はご高齢ではございますが大変熱心に取り組んでおられる方ですので、担当の委員としましては本件申請願の通り、証明書の発行に問題はないと思います。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君)意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号4番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願出のとおり、証明することに決定されました。

次に、報告第3号、専決処分等についてを議題といたします。事務局長より報告を願います。

○事務局長(岩見事務局長)それでは、議案書の42、43ページをご覧ください。専決処分等について、1の「転用届出に係る事務処理」でございます。本件につきまして、農地法第4条第1項第8号の規定による届出が2件及び、同法第5条第1項第7号の規定による届出が3件ございました。綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第8条第1項第1号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に

よりましてご報告いたします。

次に44ページをご覧ください。2の「農地法第18条第6項の規定による通知」でございます。農業経営基盤強化促進法の定めによって、設定された利用権の解除の合意でございます。届出人・届出地等は、それぞれ記載のとおりでございます。それでは、1及び2の詳細につきまして、次長から説明させますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○事務局次長（早川次長）恐れ入りますが、議案書の42ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による届出、整理番号3番、4番の2件でございます。転用の内容は、整理番号3番が貸テナント、4番が駐車場及び道路で、地積合計2,006㎡でございます。専決処分に付した日付けは、それぞれ記載のとおりでございます。

続きまして、43ページの農地法第5条第1項第7号の規定による届出、整理番号4番から6番までの3件でございます。転用の内容は、整理番号4番が通路、5番が駐車場、6番が工事用敷地で、地積合計144.92㎡でございます。専決処分に付した日付けは、それぞれ記載のとおりでございます。

次に44ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知、整理番号1番でございます。利用権の設定を受けた使用借人の申し出により令和4年3月4日付けで使用貸人と合意解約がなされたため、届出人から農業委員会に対し通知があったものでございます。なお、都市計画区域等は、市街化調整区域、農用地でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局次長・次長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第3号、専決処分等についてを終わります。以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。これをもちまして、第21回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

10時50分 閉 会

綾瀬市農業委員会会議規則第19条第1項の規定によりここに署名する

綾瀬市農業委員会議長

古塩 貞夫 

綾瀬市農業委員会委員

比留川 晴雄 

綾瀬市農業委員会委員

鈴木 洋一 